

平成十四年政令第二百五十七号

都市再生緊急整備地域及び特定都市再生緊急整備地域を定める政令
内閣は、都市再生特別措置法（平成十四年法律第二十二号）第二条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。

第一条

都市再生特別措置法（次条において「法」という。）第二条第三項の政令で定める地域は、次の表のとおりとする。

名称	地域
札幌都心	札幌市中央区、北区及び東区の区域のうち、市道東二丁目線と市道北九条線との交会点を起点とし、順次同市道、市道西二丁目線、市道北十条線、市道西五丁目線、市道北六条線、市道西六丁目線、市道南三条線、市道南二条線、市道西八丁目線、市道南四条線、一般国道三十六号線、市道西六丁目線、市道北三条線の南側端線、中央区北三条東十五丁目百二十四番一と同区北三条東十五丁目百二十四番一及び東区北四丁目二百八十四番五、同区北三条東十五丁目百二十四番二、同丁目百二十四番三及び同区北三条東十四丁目二百八十四番一との境界線、同区北三条東十五丁目百二十四番一及び東区北四条東十六丁目十六番と同区北四条東十五丁目十六番との境界線、中央区と東区との境界線から四十メートル北側の線、札幌圏都市計画道路八・七・三十八苗穂駅前広場連絡歩道の東側及び北側端線に相当する線、市道東十一丁目南線、札幌圏都市計画道路七・四・四十苗穂駅連絡通の北側端線に相当する線、札幌圏都市計画道路三・四・二十八東八丁目・築路通の東側端線に相当する線、同区北六条東八丁目二百一番八と同区北五条東八丁目二百一一番三十七との境界線、同区北六条東八丁目十二番五十八と同区北五条東八丁目二百一一番四との境界線、同都市計画道路の西側端線に相当する線、市道北六条線の北側端線、市道東五丁目北線、同区北七条東四丁目一番五、同丁目八番二十一、同丁目八番二十七及び同丁目八番二十八と同丁目八番二十五、同丁目八番二十九及び同区北六条東四丁目八番三十との境界線、同区北七条東四丁目十五番五十八、同丁目十五番六十七、同丁目十五番四十九と同区北六条東四丁目二番一との境界線、同区北七条東三丁目十五番六十六、同丁目十五番十五、同丁目十五番十六、同丁目十五番十七、同丁目十五番十八及び同丁目二番三と同区北六条東三丁目一番一との境界線、市道東三丁目線、一般道花畔札幌線及び市道北三条線及び札幌圏都市計画道路三・四・二十八東八丁目・築路通の西側端線に相当する線との交会点から市道東五丁目北線との交会点までの市道北六条線以外の道路については、その中心線）で囲まれた区域
仙台都心	仙台市青葉区、宮城野区及び若林区の区域のうち、青葉区と宮城野区との境界線と一般国道四十五号線との交会点を起点とし、順次同市道、東日本旅客鉄道東北本線、市道幹線第二十号線、市道幹線第十九号線、市道横翠通線、市道区画街路北三号線、市道西公園通線、市道元鍛冶丁線、市道晚翠通線、市道片平五橋通線、市道北目町通線、市道愛宕上杉通二号線、市道中央一丁目西宮城野線、市道東八番丁小田原（その一）線、市道榴岡四丁目四号線、市道榴岡四丁目二号線、市道榴岡三丁目一号線、市道榴岡三丁目二号線、市道東八番丁小田原（その二）線、市道元寺小路福室（その七）線及び青葉区と宮城野区との区界線を経て起点に至る線（道路にあっては、その中心線）で囲まれた区域
大宮駅周辺地域	同区錦町八十八番及び同区錦町九十一番一との境界線、市道一万十一号線の東側端線、市道一万十九号線、一般国道十七号線、県道新方須賀さいたま線、市道二万九十九号線、市道二万百十四号線並びに市道二万六十六号線を経て起点に至る線（市道一万十一号線以外の道路にあっては、その中心線）で囲まれた区域
新都心駅周辺地域	さいたま市大宮区の区域のうち、吉敷町四丁目（さいたま新都心土地区画整理事業の施行区域に限る。）の区域
新都心	さいたま市中央区の区域のうち、新都心の区域
周辺地域	仙台市青葉区、宮城野区及び若林区の区域のうち、新都心の区域
川口駅周辺地域	川口市の区域のうち、県道川口上尾線と市道横曽根第二百五十八号線との交会点を起点とし、順次同市道、東日本旅客鉄道東北本線、市道幹線第二十号線、市道幹線第十九号線、市道横曽根第二百五十九号線、市道幹線第二号線、東日本旅客鉄道東北本線、市道中央第五十六号線、市道幹線第八号線、川口都市計画道路三・四・六十四号環状本町飯塚線の南側端線に相当する線、川口都市計画道路三・四・六十五号環状中央通り線の東側端線に相当する線、川口都市計画道路三・四・六十六号環状八間通り線の北側端線に相当する線（道路にあっては、その中心線）で囲まれた区域
千葉駅周辺地域	千葉市中央区の区域のうち、市道富士見九号線と市道弁天二十七号線との交会点を起点とし、順次同市道、東日本旅客鉄道総武本線、新千葉一丁目と同二丁目との境界線、市道幹線第七十六号線及び県道川口上尾線を経て起点に至る線（都市計画道路以外の道路又は鉄道にあっては、その中心線）で囲まれた区域
松戸駅周辺地域	砂台線、市道新千葉三十二号線、市道新千葉四十号線、市道新千葉三十八号線、市道登戸四十三号線、京成電鉄千葉線（一般国道十四号線、市道中央赤井町線、市道中央十三号線、市道中央二号線、市道京成千葉中央駅線、市道栄町一号線、市道千葉駅富士見線及び市道富士見九号線を経て起点に至る線（道路又は鉄道にあっては、その中心線）で囲まれた区域並びに中央四丁目（十一番六に限る。）の区域並びにこれらの区域に介在する道路の区域
千葉駅周辺地域	松戸市の区域のうち、市道六地区二百五十四号と新京成電鉄新京成線との交会点を起点とし、順次同鉄道、主要幹線一級市道三十号、県道松戸野田線、主要幹線一級市道二十七号、主要幹線一級市道三十一号、市道六地区四百二十一号、松戸千百二十番二と松戸千百二十七番五との境界線、松戸千百二十七番五との境界線、岩瀬四百七十三番四と岩瀬四百七十九番及び岩瀬四百七十三番九との境界線、岩瀬四百七十三番九と岩瀬四百七十三番十二との境界線、岩瀬四百七十三番十一及び岩瀬四百七十三番八との境界線、主要幹線二級市道六十八号、岩瀬四百六十番五と岩瀬四百三十四番七との境界線、岩瀬五百五十番五と岩瀬五百五十番九との境界線、岩瀬五百九十九番一及び岩瀬六百一一番と岩瀬五百五十番四との境界線、岩瀬五百九十九番一と岩瀬六百一一番との境界線、岩瀬三十八番三と岩瀬三十八番七との境界線、市道六地区三百四十四号、主要幹線一級市道三十一号、市道六地区二百五十五号並びに市道六地区二百五十四号を経て起点に至る線（鉄道又は道路にあっては、その中心線）で囲まれた区域

常滑りん くう地域	京都駅周辺地域	京都市下京区及び南区の区域のうち、鴨川と府道梅津東山七条線との交会点を起点とし、順次同府道、市道安寧経二号線、市道梅逕経一号線、市道塩小路通、府道七条大宮四ツ塚線、市道木津屋橋通、市道壬生通、府道梅津東山七条線、市道千本通、市道朱雀緯一号線、市道中堂寺経八号線、一般国道九号線、西日本旅客鉄道山陰線の西側端線、下京区中堂寺北町五番三、同区中堂寺北町五番六、同区中堂寺北町五番四及び同区中堂寺北町五番五と同区中堂寺北町十番三との境界線、市道新千本通の東側端線、一般国道九号線、市道天神通、市道中堂寺通、市道御前通、市道西七条緯二号線、市道西七条経七号線、府道梅津東山七条線、市道新千本通の東側端線、市道梅小路通の東側端線、同区梅小路日影町一番二十四及び同区梅小路日影町一番二十との境界線、同区梅小路日影町一番二十七と同区梅小路日影町一番十六との境界線、同区梅小路日影町一番二十八及び同区梅小路日影町一番三十との境界線、同区梅小路日影町一番十五、同区梅小路日影町一番十一及び同区梅小路日影町一番十二との境界線、同区梅小路頭町一番九と同区梅小路頭町一番及び同区梅小路頭町と南区八条源町との境界線、下京区觀喜寺町と南区八条源町四番二との境界線、西日本旅客鉄道山陰線、府道七条大宮四ツ塚線、市道梅逕緯二号線、市道安寧緯六号線、一般国道一号線、市道東寺道、市道新町通、市道南第四緒五号線、府道伏見港京都停車場線、市道八条通、市道南第三経一号線、下京区屋形町十七番と同区屋形町十八番五との境界線を延長した線並びに鴨川を経て起点に至る線（市道新千本通及び市道梅小路通以外の道路、一般国道九号線以北の西日本旅客鉄道山陰線以外の鉄道又は河川にあっては、その中心線）で囲まれた区域
難波・ 堺筋周辺地 域	大阪城公園周辺地 域	京都南部京都市南区及び伏見区の区域のうち、市道新町通と市道京都環状線との交会点を起点とし、順次同市道、近畿日本鉄道京都線、市道久世橋通、京都都市計画道路広路四号油小路通の西側端線に相当する線、鴨川、市道油小路通の西側端線から三十メートル外側の線、市道新城南宮道、市道中島経十四号線、市道竹田経七十四号線、市道表通線、市道東野田方面東西二十二号線、市道京橋大阪城線、市道片町茨田線の北側端線、市道片町庵原線、都島区と中央区との区界線、同区大阪城と同区城見一丁目との境界線、市道恵美須町城東線、市道築港深江線、市道東成区第八百九十三号線、北緯三四度四〇分四四秒・一五東経一三五度三二分七秒・一七の地点から北緯三四度四〇分四四秒・三〇東経一三五度三二分九秒・三三分九秒・三九の地点まで、同地点から北緯三四度四〇分四五秒・九六東経一三五度三二分九秒・三八の地点まで、同地点から北緯三四度四〇分四五秒・九〇東経一三五度三二分九秒・二四の地点まで、同地点から北緯三四度四〇分四五秒・四五東経一三五度三二分九秒・三九の地点まで、同地点から北緯三四度四〇分四五秒・五〇東経一三五度三二分九秒・三四の地点まで、同地点から北緯三四度四〇分四五秒・五〇東経一三五度三二分九秒・九四の地点まで、同地点から北緯三四度四〇分四五秒・九八東経一三五度三二分一〇秒・〇九の地点まで、同地点から北緯三四度四〇分四五秒・一九東経一三五度三二分一一秒・九八の地点まで、同地点から北緯三四度四〇分四五秒・九九東経一三五度三二分一二秒・二六の地点まで、同地点から北緯三四度四〇分四五秒・一〇東経一三五度三二分一二秒・二六の地点まで及び同地点から北緯三四度四〇分四五秒・一〇東経一三五度三二分一二秒・六一の地点までそれぞれ引いた線、市道築港深江線、市道本町左専道線、市道城東区第八百三十八号線、市道城東区第二千三百四十二号線、城東区森之宮二丁目十七番一と同丁目十番三との境界線、同丁目十七番四と同丁目十六番三との境界線及び同線を延長した線、同区中浜一丁目及び同区鷗野西四丁目と同区森之宮二丁目との境界線、同区森之宮二丁目及び同区森之宮一丁目との境界線、中央区城見一丁目と城東区森之宮一丁目との境界線並びに西日本旅客鉄道大阪環状線を経て起点に至る線（市道片町茨田線以外の道路又は鉄道にあっては、その中心線）で囲まれた区域
難波・ 堺筋周辺地 域	大阪駅周辺地 域	大阪市西区の区域のうち、市道南北線以東の区域
難波・ 堺筋周辺地 域	大阪駅周辺地 域	大阪市北区の区域のうち、豊崎六丁目及び七丁目、中津一丁目から三丁目まで及び五丁目、大淀中一丁目並びに大淀南一丁目の区域（大阪都市計画都市高速鉄道西日本旅客鉄道東海道線支線の区域に相当する区域（大阪都市計画道路広路四御堂筋線の東側端線に相当する線以西の区域に限る。）及び大阪駅大深西地区土地区画整理事業の施行区域に限る。）茶屋町、芝田一丁目及び二丁目、大深町、角田町、小松原町、曾根崎二丁目並びに梅田一丁目から三丁目までの区域並びに西天満一丁目から四丁目まで、曾根崎新地一丁目及び二丁目、堀島一丁目から三丁目まで、堀島浜一丁目及び二丁目並びに中之島一丁目から六丁目までの区域（市道裁剪所東筋線、市道鳥居筋線及び府道恵美須南森町線以西で府道大阪枚岡奈良線及び市道難波境川線以北の区域
難波・ 堺筋周辺地 域	大阪駅周辺地 域	大阪市浪速区第九千五百十七号線、市道浪速区第九千五十一号線、市道浪速区第九千五十五号線、市道浪速区第九千四十八号線、市道浪速区第九千四十九号線及び市道浪速区第九千三十三号線を経て起点に至る道路の中心線（市道南北線にあっては、その北側端線）で囲まれた区域
難波・ 堺筋周辺地 域	大阪駅周辺地 域	大阪市浪速区の区域のうち、堺町一丁目（一番を除く。）及び二丁目並びに元町二丁目（市道浪速区第八千九百四十七号線以西の区域に限る。）の区域

新大阪駅周辺地域	大阪市東淀川区及び淀川区の区域のうち、市道西淡路南方線と府道熊野大阪線との交差点を起点とし、順次同府道、北緯三四度四四分一七秒・三一東経一三五度三〇分一三秒・九三の地点から北緯三四度四四分一八秒・〇二東経一三五度三〇分一〇秒・四一の地点まで引いた線、市道淀川区第千二百八十三号線、市道淀川区第千二百八十五号線、市道淀川区第千二百八十一号線、市道淀川区第千二百七十一号線、市道十三吹田線及び市道西淡路南方線を経て起点に至る線（道路にあっては、その中心線）で囲まれた区域
阿倍野地	大阪市阿倍野区の区域のうち、阿倍野筋一丁目及び二丁目、旭町一丁目及び二丁目並びに松崎町二丁目（三番及び十番に限る。）の区域（大阪都市計画道路Ⅰ・一・二尼崎平野線の北側端線に相当する線以南で大阪都市計画道路三・二・七金塚南北線の西側端線に相当する線以東の区域に限る。）並びにこれらの区域に介在する道路の区域
大阪コスモスクエア駅周辺	大阪市住之江区の区域のうち、南港北一丁目及び二丁目（一番及び五番から九番までに限る。）の区域並びにこれらの区域に介在する道路の区域
千里中央駅周辺	豊中市の区域のうち、新千里東町一丁目（一般国道四百二十三号線及び府道大阪中央環状線の区域を除く。）の区域
神戸ポートアイランド西地区	神戸市中央区の区域のうち、新千里東町一丁目から七丁日までの区域
高槻駅周辺地域	高槻市の中のうち、府道伏見柳谷高槻線と府道西京高槻線との交会点を起点とし、順次同府道、高槻都市計画道路三・五・二十古曾部西冠線の西側端線に相当する線、市道安満新町天神線の北側端線、市道高槻駅前線、西日本旅客鉄道東海道本線の南側端線、市道高槻駅松原線の北側端線、市道高槻駅前線、西日本旅客鉄道東海道本線の南側端線、市道高槻駅松原線の北側端線を経て起点に至る線（都市計画道路、市道安満新町天神線及び市道高槻駅松原線以外の道路にあっては、その中心線）で囲まれた区域
枚方市駅周辺地域	枚方市の中のうち、大垣内町三丁目六百七十六番と大垣内町二丁目五百二十五番との境界線を延長した線と天野川との交会点を起点とし、順次同河川、府道北河内自転車道線の西側端線、新町二丁目三百番二十四、同丁目一番及び同丁目二百八十二番一と同丁目三百番十五との境界線並びに同丁目二百八十五番一と同丁目二百八十五番二との境界線並びに同線を延長した線、市道岡本町三矢一号線の南側端線、府道枚方茨木線の南側端線、市道岡東山之上東一号線の東側端線、市道中部区画四号線の西側端線、市道中部区画一号線の南側端線、市道中部区画一号線の東側端線並びに大垣内町三丁目千七十一番一、同丁目千七十一番二及び同丁目六百七十六番と大垣内町二丁目五百二十五番との境界線並びに同線を延長した線を経て起点に至る線（河川にあっては、その中心線）で囲まれた区域
岡山駅周辺・表町地域	岡山市中央区の区域のうち、港島一丁目、港島中町八丁目及び港島南町一丁目から七丁日までの区域
神戸市中央区の区域のうち、新千里東町一丁目から七丁日までの区域	神戸市中央区の区域のうち、新千里東町一丁目から七丁日までの区域
広島都心地域	広島市中央区の区域のうち、市道葺合南四十一号線と一般国道二号線との交会点を起点とし、順次同国道、市道葺合南百四十四号線、市道六甲道三宮線、市道葺合南百四十三号線、市道若菜神戸駅線、市道葺合北百三十九号線、市道葺合北百五十八号線、県道新神戸停車場線、市道生田前線、市道生田鰯川線、市道生田北一百九号線、市道生田北一百九号線、市道山手幹線、市道花隈線、市道生田南十八号線、市道鯉川線、市道花時計線、市道神戸方面第三百三十号線、市道東北町線、市道東町線、市道葺合南六十号線、新港町と加納町六丁目、浜辺通六丁目及び小野浜町との境界線、小野浜町五番及び小野浜町三番と小野浜町二番との境界線、一般国道二号線、市道梅香浜辺通脇浜線並びに市道葺合南四十一号線を経て起点に至る線（道路については、その中心線）で囲まれた区域、小野浜町（三番（臨港地区内の区域であつて分区が指定されていない区域に限る。）に限る。）の区域及びこれに隣接する道路の区域並びに新港町、波止場町、弁天町（一番に限る。）及び東川崎町一丁目（九番に限る。）の区域

備考 この表に掲げる区域は、次の各号に掲げる地域ごとに、当該各号に定める日における行政区画、都市計画に定める区域若しくは施行区域その他の区域又は道路、鉄道その他のものによつて表示されたものとする。

一 秋葉原・神田地域、大崎駅周辺地域 阿倍野地域及び大阪コスモスクエア駅周辺地域 平成十四年七月一日

秋葉原・神田地域、大崎駅周辺地域、阿倍野地域及び大阪コスモスクエア駅周辺地域
平成十四年七月一日

二 千葉駅周辺地域、横浜上大岡駅西地域、浜川崎駅周辺地域、京都南部油小路通沿道地域及び神戸ポートアイランド西地域 平成十四年十月三日 さいたま新都心駅周辺地域、柏駅周辺地域、岐阜駅北・柳ヶ瀬通周辺地域、高松駅周辺・丸亀町地域及び那覇旭橋駅東地域 平成十五年六月二十五日 川口駅周辺地域、本厚木駅周辺地域、千里中央駅周辺地域、高槻駅周辺地域及び福山駅南地域 平成十六年四月十二日 難波・湊町地域 平成十九年一月十五日 川崎駅周辺地域、名古屋臨海地域及び福岡香椎・臨海東地域 平成二十三年九月二十六日 羽田空港南・川崎駅・大師河原地域 平成二十九年五月二十一日 大宮駅周辺地域及び中部国際空港東・常滑りんくう地域 平成二十九年五月二十一日 品川駅・田町駅周辺地域、渋谷駅周辺地域、大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域及び福岡都心地域 平成二十三年十一月十日 札幌都心地域及び岡山駅周辺・表町地域 平成二十五年五月二十四日 札幌都心地域、相模原橋本駅周辺・相模原駅周辺地域、名古屋駅周辺・伏見・栄地域、京都駅周辺地域及び小倉駅周辺地域 平成二十七年五月二十六日 池袋駅周辺地域、松戸駅周辺地域、新潟都心地域及び福岡箱崎地域 平成三十年六月二十四日 枚方市駅周辺地域 令和元年九月二十五日 仙台都心地域、大阪城公園周辺地域、広島都心地域及び長崎中央地域 令和三年五月十三日 神戸都心・臨海地域 令和四年三月十五日 新大阪駅周辺地域 令和四年七月三十一日 東京都心・臨海地域 令和五年五月十五日	
名称	第二条 法第二条第五項の政令で定める地域は、前条に規定する東京都心・臨海地域、品川駅・田町駅周辺地域、新宿駅周辺地域、渋谷駅周辺地域及び池袋駅周辺地域並びに次の表のとおりとする。
地域	札幌都心地域 札幌市中央区、北区及び東区の区域のうち、市道東二丁目線と市道北九条線との交会点を起点とし、順次同市道、市道西二丁目線、市道北八条線、市道西五丁目線、市道南二条線、市道西八丁目線、市道南三条線、市道西五丁目線、市道南四条線、一般国道三十六号線、主要市道真駒内篠路線の東側端線、市道南一条線、市道東二丁目線、一般国道十二号線、一般国道五号線の東側端線、市道北五条線、市道東二丁目線、市道北六条線の南側端線、同区北五条東四丁目一番一及び同丁目一番五と同丁目一番六との境界線、同区北五条東五丁目一番三と同丁目一番二との境界線、市道北四・五条東五丁目線の西側端線、市道北四東五中通線の西側端線、中央区北三条東五丁目五番六十七、同丁目五番六十、同丁目五番八十六、同丁目五番九十一と同区北三条東三丁目五番三十九との境界線、市道北三条線の南側端線、同区北五条東五丁目五番六十五、同丁目五番六十一、同丁目五番四十六、同丁目五番四十七、同丁目五番五及び同丁目五番九十一と同区北三条東三丁目五番三十九との境界線、市道北三条線の南側端線、市道北三東六中通線の東側端線、市道北四条線、主要市道真駒内篠路線の東側端線、札幌圏都市計画道路七・四・四十苗穂駅連絡通の南側端線に相当する線、市道東九丁目南線、札幌圏都市計画道路七・四・四十苗穂駅連絡通の北側端線に相当する線、札幌圏都市計画道路三・四・二十八東八丁目・篠路通の東側端線に相当する線、同区北三三条東十二丁目九十九番二と同丁目九十九番三及び同丁目九十九番六との境界線、市道北三三条線の南側端線、同区北三三条東十五丁目百二十四番一と同区北三三条東十四丁目二百八十四番一との境界線、同区北三三条東十五丁目百二十四番一及び東区北四条東十六丁目十六番と同区北四条東十五丁目十六番との境界線、中央区と東区との区界線から四十メートル北側の線、札幌圏都市計画道路八・七・三十八苗穂駅前広場連絡歩道の東側及び北側端線に相当する線、市道東十一丁目南線、札幌圏都市計画道路七・四・四十苗穂駅連絡通の北側端線に相当する線、同区北六条東八丁目二百一一番八と同区北五条東八丁目二百一一番三十七との境界線、同区北六条東八丁目二百八十四番との境界線、同都市計画道路の西側端線に相当する線、市道北六条線の北側端線、市道東五丁目北線、同区北七条東十四丁目一百八十四番一との境界線、同区北七条東十五丁目百二十四番一及び東区北四条東十六丁目十六番と同区北四条東十五丁目十六番との境界線、中央区と東区との区界線から四十メートル北側の線、札幌圏都市計画道路八・七・三十九及び同区北六条東四丁目八番三十との境界線、同区北七条東四丁目十五番五十八、同丁目十五番六十七、同丁目十五番四十八及び同丁目十五番四十九と同区北六条東四丁目一一番二との境界線、同区北七条東三丁目十五番六十六、同丁目十五番十五、同丁目十五番十六、同丁目十五番十七、同丁目十五番十八及び同丁目二番三と同区北六条東三丁目一番二との境界線、市道東三丁目線、一般道花畔札幌線並びに市道東二丁目線を経て起点に至る線（都市計画道路、主要市道真駒内篠路線、一般国道五号線、市道北六条線、市道北四・五条東五丁目線、市道北四東五中通線、市道北三条線、市道北三東六中通線及び市道東九丁目南線以外の道路にあっては、その中心線）で囲まれた区域 仙台都心地域 仙台市青葉区、宮城野区及び若林区の区域のうち、市道名掛丁一号線と市道元寺小路福室（その七）線との交会点を起点とし、順次同市道、市道元寺小路福室線、市道広瀬通（号線、市道広瀬通二号線、市道国分町通線、市道青葉山線、市道晩翠通線、市道区画街路南三十六号線、北緯八度一五分三一秒・四四東経一四〇度二分六秒・七九の地点まで引いた線、市道区画街路南三十八号線、市道南光院丁線、青葉区一番町二丁目一番三と同丁目一番一、同丁目一番二及び同丁目一番五との境界線、一般国道二百八十六号線、市道柳町通一号線、市道愛宕上杉通二号線、市道中央一丁目西宮城野線、市道榴岡二号線、市道東八番丁小田原（その一）線、市道東八番丁小田原（その二）線、市道榴岡二丁目二号線、市道榴岡一号線並びに市道名掛丁一号線を経て起点に至る線（道路にあっては、その中心線）で囲まれた区域 仙台市青葉区、宮城野区及び若林区の区域のうち、市道名掛丁一号線と市道元寺小路福室（その七）線との交会点を起点とし、順次同市道、市道元寺小路福室線、市道広瀬通（号線、市道広瀬通二号線、市道国分町通線、市道青葉山線、市道晩翠通線、市道区画街路南三十六号線、北緯八度一五分三一秒・四四東経一四〇度二分六秒・七九の地点まで引いた線、市道区画街路南三十八号線、市道南光院丁線、青葉区一番町二丁目一番三と同丁目一番一、同丁目一番二及び同丁目一番五との境界線、一般国道二百八十六号線、市道柳町通一号線、市道愛宕上杉通二号線、市道中央一丁目西宮城野線、市道榴岡二号線、市道東八番丁小田原（その一）線、市道東八番丁小田原（その二）線、市道榴岡二丁目二号線、市道榴岡一号線並びに市道名掛丁一号線を経て起点に至る線（道路にあっては、その中心線）で囲まれた区域 羽田空港南・川崎殿町・大師河原地域 東京都大田区の区域のうち、東京都市計画道路幹線街路環状第八号線の南側端線に相当する線と海老取川の東側端線との交会点を起点とし、順次同東側端線、多摩川の北側端線、北緯三五度三二分四三秒・八〇東経一三九度四五分一秒・六四の地点から北緯三五度三二分四秒・八〇東経一三九度四五分一秒・七六の地点までそれぞれ引いた線並びに同都市計画道路の南側端線に相当する線を経て起点に至る線で囲まれた区域

地域 大阪コスモス クエア駅周辺 域	横浜都心・臨 海地域 名古屋駅周 辺・伏見・栄 地域 大阪駅周辺・ 中之島・御堂 筋周辺地域	東京都大田区及び川崎市川崎区の区域のうち、北緯三五度三一分四〇秒・三四東経一三九度四六分一秒・四三の地点を起点とし、順次同地点から北緯三五度三二分四一秒・〇一東経三九度四六分〇秒・四一の地点まで、同地点から北緯三五度三二分三九秒・四二東経一三九度四五分五秒・四二の地点まで、同地点から北緯三五度三二分四四秒・一四東経一三九度四五分四七秒・三七の地点まで及び同地点から北緯三五度三二分二秒・八六東経一三九度四五六秒・同区殿町三丁目二十九番と同丁目百四番との境界線、市道殿町第四十号線、市道殿町第三十四号線、一般国道四百九号線、多摩運河の西側端線、多摩川の南側端線並びに北緯三五度三分二三秒・四三東経一三九度四五六分八秒・四六の地点から北緯三五度三二分三九秒・三〇東経一三九度四五分四八秒・八五の地点まで、同地点から北緯三五度三二分三四秒・三八東経一三九度四六分〇秒・〇三の地点まで、同地点から北緯三五度三二分三四秒・九二東経一三九度四五分五七秒・三七の地点まで、同地点から北緯三五度三二分四〇秒・五六東経一三九度四六分二秒・二八の地点まで及び同地点から起点までそれぞれ引いた線を経て起点に至る線（道路にあつては、その中心線）で囲まれた区域
横浜市神奈川区の区域のうち、鶴屋町（市道青木浅間線以南の区域に限る。）及び金港町（一般国道一号線以西の区域に限る。）の区域 横浜市西区の区域のうち、北幸一丁目及び二丁目、楠町（市道青木浅間線以東で県道横浜生田以北の区域に限る。）、南幸一丁目及び二丁目、高島一丁目及び二丁目、平沼一丁目（県道横浜生田以北の区域に限る。）並びにみなとみらい一丁目（一番、二番、五番から七番まで、十番二、十一番一及び十五番を除く。）、二丁目（一番、二番及び七番十を除く。）及び三丁目から六丁目までの区域、桜木町四丁目から七丁目までの区域（一般国道十六号線以東の区域に限る。）、市道栄本町線（みなとみらい大橋の区域に限る。）の区域並びに横浜国際港都建設計画道路三・一・七号栄本町線支線一号線の区域に相当する区域及び同都市計画道路の整備に関連して埋立てを実施する横浜港港湾計画に定める区域 横浜市中区の区域のうち、内田町の区域、桜木町一丁目から三丁目までの区域（一般国道十六号線以東の区域に限る。）、海岸通五丁目並びに北仲通五丁目及び六丁目の区域並びに本町五丁目及び六丁目の区域（一般国道百三十三号線以北の区域に限る。）及び金港町（一般国道一号線以西の区域に限る。） 横浜市中区の区域のうち、常盤町一丁目（市道新港第六十三号線及び市道山下町第十五号線以南の区域に限る。）、浅間町（市道青木浅間線以東で県道横浜生田以北の区域に限る。）、蓬莱町、万代町、不老町及び翁町の区域、扇町一丁目から三丁目までの区域（市道山下高砂線以北の区域に限る。）、長者町二丁目から五丁目までの区域（市道横浜駅根岸線以東の区域に限る。）並びに横浜公園の区域 横浜市中区の区域のうち、北緯三五度二六分四二秒・四四東経一三九度三九分六秒・六七の地点を起点とし、順次同地点から北緯三五度二六分三九秒・四一東経一三九度三九分四秒・三〇の地点まで引いた線、市道山下本牧磯子線の中心線、市道山下町第三十八号線の西側端線、市道山下町第八十一号線の西側端線、市道山下町第八十二号線の西側端線、市道新港第七十九号線の南側端線、市道山下町第八十四号線の西側及び南側端線、新山下一丁目と山手町及び山下町との境界線並びに海岸線を経て起点に至る線で囲まれた区域 横浜市東区、西区、中村区、中区及び川区のうち、市道泉第七号線と市道外堀相生町線との交会点を起点とし、順次同市道、市道外堀町通、市道大津通、一般国道十九号線、市道伊勢町通、市道本重町通、市道木挽町通、市道錦通、市道江川線、市道上笹島町線、市道堀内町第一号線、市道広井町第二号線、市道名駅第十五号線、市道駅西第四十七号線、市道駅西第五十六号線、県道名古屋津島線、市道牧野第四十三号線、市道牧野第五十六号線、市道牧野第五十三号線、中村区平池町四丁目一番三と同丁目一番三との境界線、同丁目五十一年番八、同丁目六十番十二及び同丁目六十番五との境界線、同丁目五十一年番七と同丁目二百五十二番との境界線、同丁目五百一一番六と同丁目二百五十四番との境界線、同区下米野町一丁目五十五番一と同丁目五十五番二との境界線（ささしまライブ二十四土地区画整理事業区画道路十三一二号線、同区画道路九一一号線、市道愛知名駅南線、市道日置下広井線、市道下広井町線、市道江川線、市道下笹島町線、市道三藏通、一般国道十九号線、市道入江町通、市道伊勢町通、市道若宮大通、市道武平通、市道武平町線並びに市道泉第七号線を経て起点に至る線（道路にあつては、その中心線）で囲まれた区域 大阪市福島区の区域のうち、福島六丁目及び七丁目の区域（大阪駅大深西地区土地区画整理事業の施行区域及び大阪都市計画都市高速鉄道西日本旅客鉄道東海道支線の区域に相当する区域に限る。） 大阪市北区の区域のうち、豊崎六丁目及び七丁目、中津一丁目から三丁目まで及び五丁目、大淀中一丁目並びに大淀南一丁目の区域（大阪都市計画都市高速鉄道西日本旅客鉄道東海道線支線の区域に相当する区域（大阪都市計画道路広路四御堂筋線の東側端線に相当する線以西の区域に限る。）及び大阪駅大深西地区土地区画整理事業の施行区域に限る。）、茶屋町及び芝田一丁目の区域（市道梅田北野線の東側端線と市道北野方面東西四号線の北側端線との交会点を起点とし、順次同北側端線、市道北野茶屋町線の西側端線、市道工業学校表通線の北側端線、芝田一丁目及び大深町と芝田町一丁目との境界線、角田町と芝田一丁目及び茶屋町との境界線並びに市道梅田北野線の東側端線を経て起点に至る線で囲まれた区域に限る。）、大深町の区域（大阪駅大深西地区土地区画整理事業及び大阪駅大深東地区土地区画整理事業の施行区域（大阪駅大深東地区土地区画整理事業区画道路四号線の区域を除く。）に限る。）、角田町及び曾根崎二丁目の区域（市道梅田北野線、市道梅田善源寺線及び一般国道百七十六号線以西の区域に限る。）並びに梅田一丁目、二丁目（西梅田地区地区計画の区域に限る。）及び三丁目の区域 大阪市北区の区域のうち、中之島二丁目から六丁目までの区域 大阪市中央区の区域のうち、市道井池筋線と府道石切大阪線との交会点を起点とし、順次同府道、一般国道二十五号線、市道土佐堀南岸線、市道船場魚棚筋線、市道淡路町線、市道御堂裏線、府道大阪八尾線、市道佐野屋橋筋線、市道玉造西九条線、市道脇屋町線、府道大阪八尾線、市道井池筋線を経て起点に至る道路の中心線で囲まれた区域 大阪市住之江区の区域のうち、南港北一丁目（一番から六番まで、七番十八、七番五十、七番六十二、九番、十七番、二十番、二十四番及び二十五番の区域、三十番及び三十一番の区域（コスモスクエア駅の南側端線以南の区域に限る。）並びに三十一番及び三十三番の区域並びにこれらの区域に隣接する道路の区域を除く。）及び二丁目（一番に限る。）の区域		

神戸都心・臨海地域	神戸市中央区の区域のうち、市道葺合南百四十三号線と市道若菜神戸駅線との交会点を起点とし、順次同市道、市道葺合北百三十九号線、市道葺合北百五十八号線、県道新神戸停車場線、市道生田筋線、市道若菜神戸駅線、市道東筋線、市道花時計線、市道神戸方面第三百三十号線、市道北町線、市道葺合南五十九号線、市道磯辺線、一般国道二号线、市道葺合南百四十四号線、市道六甲道三宮線及び市道葺合南百四十三号線を経て起点に至る道路の中心線で囲まれた区域
広島都心地域	広島市中区のうち、市道中一区九十八号線と市道中一区中広宇品線との交会点を起点とし、順次同市道、市道中一区百十二号線、市道中一区百十八号線、市道中一区百二十六号線、一般国道五十四号線、市道中一区百二十九号線、北緯三四度三分五秒・六九東経一三三度二七分二三秒・二二の地点から北緯三四度二三分五秒・七〇東経一三二度二七分二秒・三一の地点まで、同地点から北緯三四度二三分五秒・六七東経一三二度二七分一五秒・三一の地点まで、同地点から北緯三四度二三分五秒・六四東経一三二度二七分一四秒・七五の地点まで及び同地点から北緯三四度二三分五六秒・七三東経一三二度二七分一〇秒・五九の地点までそれぞれ引いた線並びに同地点まで引いた線を延長した線、旧太田川、一般国道百八十三号線、市道中一区二百十五号線、市道中一区二百七十三号線、市道中一区二百七十七号線、市道中一区二百七十四号線、一般国道五十四号線、市道中一区二百五十六号線、市道中一区二百五十九号線、市道中一区二百四十四号線、市道中一区百五十九号線、市道中一区百五十三号線、市道中一区百四十三号線、市道中一区百四十七号線、市道中一区百四十一号線、市道中一区百四十五号線、市道中一区百三十四号線、市道中一区九十三号線、市道中一区百八号線並びに市道中一区九十八号線を経て起点に至る線（道路又は河川にあっては、その中心線）で囲まれた区域
福岡都心地域	広島市東区及び南区の区域のうち、市道東五区四十号線と市道東五区六号線との交会点を起点とし、順次同市道、市道東五区四十号線と市道東五区六号線との交会点を起点とし、順次同市道、市道東五区六号線、市道中一区比治山庚午線、市道中一区吉島線、市道中一区駅前吉島線、市道中一区百三十九号線、市道中一区百四十四号線、市道中一区百五十九号線、市道中一区百五十六号線、市道中一区二百五十九号線、市道中一区百四十九号線、市道中一区百四十一号線、市道中一区百四十五号線、市道中一区百三十四号線、市道中一区九十三号線、市道中一区百八号線並びに市道中一区九十八号線を経て起点に至る線（道路又は河川にあっては、その中心線）で囲まれた区域
備考	この表に掲げる区域は、次の各号に掲げる地域ごとに、当該各号に定める日における行政区画、都市計画に定める区域若しくは施行区域その他の区域又は道路（都市計画道路を含む。）、河川、鉄道その他のものによって表示されたものとする。
一 大阪コスマスクエア駅周辺地域及び福岡都心地域	平成二十三年十一月十日
二 札幌都心地域	平成二十五年五月二十四日
三 名古屋駅周辺・伏見・栄地域及び大阪駅周辺・中之島・御堂筋周辺地域	平成二十七年五月二十六日
四 羽田空港南・川崎駅町・大師河原地域及び神戸都心・臨海地域	平成二十八年十月一日
五 横浜都心・臨海地域	平成三十年六月二十四日
六 仙台都心地域及び広島都心地域	令和二年五月二十日

